

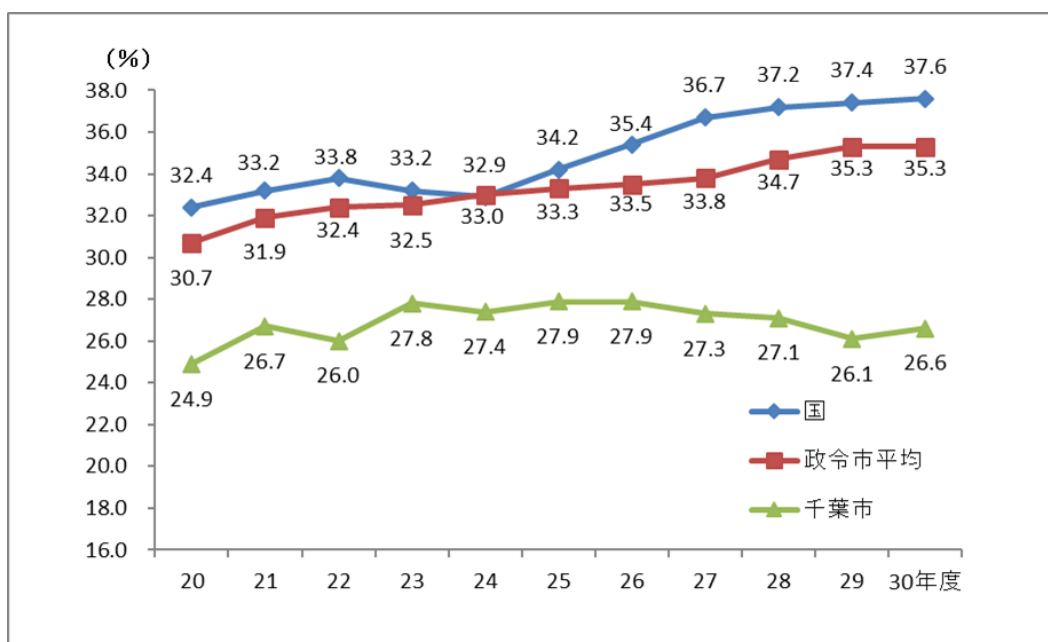
附属機関への女性委員の登用促進について

ちば男女共同参画計画・第4次ハーモニープラン（平成28年度～令和3年度）の重点項目「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の指標である「附属機関の女性委員の割合」の進捗が滞っている。あらゆる組織の構成員は社会の平均に近い割合で構成されることが望ましく、国や他の政令市においても着実に女性委員の割合が増加しており、本市の附属機関も女性委員の登用を加速することが急務であるため、要綱改正を行った。

1 これまでの取組み

	取組み	目標・指標等
H3年	千葉女性計画・ハーモニープラン策定	女性委員の割合を 25% に高める。
H13年	ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン2.1策定	女性委員の割合を 30% とする。
	千葉市附属機関等への女性委員の登用促進要綱施行	事前協議制度を導入
H15年	千葉市男女共同参画ハーモニー条例施行	「附属機関等の委員の委嘱に当たり、女性委員の拡大に努める」旨を規定
H17年	ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン策定	女性委員の割合を早期に 30% とする。
H18年	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について（男女共同参画課長通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体へ女性委員推薦の配慮を依頼すること。 ・狭義の専門分野に限らず、女性が多い関連分野を対象を広げること。 ・女性登用が困難となる規定、役職指定のうち必要性の薄いものは見直すこと。
H20年	千葉市附属機関等への女性委員の登用促進について（市民局長依頼）	
H23年	ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（後期計画）策定	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員の割合を早期に30%とする。 ・女性委員がいない附属機関の数を平成27年度までに0にする。
H28年	ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン策定	女性委員の割合を 令和3年度までに38.0% とする。

2 附属機関における女性委員の割合の推移



「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府男女共同参画局）」を基に作成

3 主な見直しの内容

(1) 目標を達成するための義務付け

ア 所管する女性委員の割合を38%以上とする。

イ 改選前より女性委員を1人以上増やす。

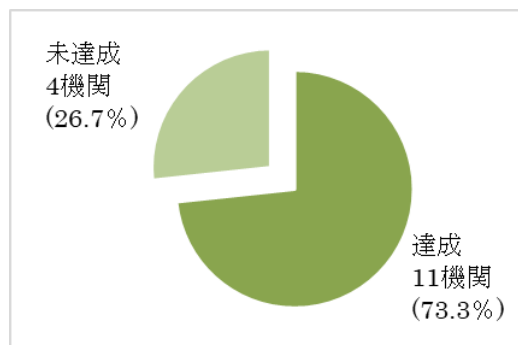
(2) 男女共同参画推進協議会への報告

目標を達成できない場合は、その理由及び次期改選時の具体的な改善策について、男女共同参画推進協議会（会長を副市長（市民局担当）とし、各局長等で構成する庁内組織）への報告を求める。

ただし、各局内等全体で目標達成が可能な場合は、報告を不要とする。

4 要綱改正後の状況

運用開始後の7月から9月末までに事前協議のあった附属機関は全15機関であり、そのうち目標を達成できなかった4つの附属機関について、男女共同参画推進協議会における報告を行った。



令和元年度第一回男女共同参画推進協議会における報告概要（令和元年10月8日（火）開催）

目標を達成できない理由	<ul style="list-style-type: none">・ 審議の対象となる分野の学識経験を有する女性が少ない・ 公募委員に女性の応募がなかった・ 関係団体の委員は団体を代表して発言するため、ある程度要職に就いている必要があるが、要職に就いている者には男性が多いため、女性が委員として推薦されにくい・ 行政機関職員（千葉市含む）の要職に就いている者に女性が少ない
次期改選時の具体的な改善策	<ul style="list-style-type: none">・ 女性の推薦が得られない団体については、推薦団体の変更を検討する・ 附属機関の委員構成を見直す・ 関係団体や学識経験者に女性の推薦を積極的に依頼する・ 公募委員に女性が多く立候補するよう広報活動を行う
他の委員からの意見	<ul style="list-style-type: none">・ 関係団体の代表者を委員としている場合が多いが、代表者が男性の団体は、職務指定されていない限り、代表者以外の者（女性）を委員に選任してもよい・ 職務指定の委員については所管課の努力で女性割合を増やすことは難しいため、それ以外の団体推薦などの部分で女性委員を増やすことが必要である・ 審議内容に市民の声が反映されるよう配慮しながら、委員構成の見直しを行うべきである・ 委員となりうる女性について、関係のある部署間で情報共有を図るとよい